

佐倉市補助金検討委員会（第6回）会議録

日時	平成23年10月5日（水）		場所	佐倉市役所1号館3階会議室
出席者	委員:犬塚 博委員 亀山 典子委員 稗田 省三委員 武藤 博己委員 吉村 真理子委員			
	事務局	小柳 啓一企画政策部長 小川 浩功財政課長 蜂谷 匡副主幹 林田 成広主査 松澤 則寛主査 小林 和之主査 石橋 誠主査補 田中 健治主任主事		
	その他	傍聴者 3名		
内 容				
<p>議事1 事業課ヒアリングについて</p> <p>（委員長） 別記1、2を検討対象とするが、時間の制約上、4事業を対象としたい。 それでは、順次ヒアリングを始める。</p> <p>（小川財政課長） それでは、補助金 NO.23、24「佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金」から説明を求めらる。</p> <p>・社会福祉課説明（渡辺尚明課長、三須裕文副主幹、小林知明主査） 当該補助金は、他の社会福祉法人とは異なり、社会福祉法第109条に規定する地域福祉を推進する団体として位置付けられている社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）の事業を推進するために、補助金交付要綱に基づき事業費及び人件費を補助しているものである。</p> <p>社会福祉協議会は、市内全域を活動範囲として、市民を対象にして活動する民間の社会福祉法人であるが、41,000世帯を超える会員からの会費収入や寄付金などをもとに地域に密着した各種の地域福祉推進事業を展開している。</p> <p>事業費補助については、あらゆる市民生活上の悩み事の相談窓口となっている心配ごと相談などの「福祉総合相談事業」や、健常児と障害児のふれあいの場、子育て支援の場として開設している「おもちゃ図書館」の運営費、生活困窮者への小口貸付する「善意銀行事業」のうち、帰宅困難者の帰宅旅費を貸し付ける経費、ボランティアグループの活動費を助成し、地域福祉への市民参加を促す「ボランティア活動育成事業」に対して実支出額又は補助基準額の少ない方の金額の2分の1を補助している。</p> <p>人件費補助については、事務局を総括する事務局長職、理事会、評議員会など法人運営を担当する福祉活動専門職員、地域に密着した活動を展開している市内14の地区社会福祉協</p>				

議会や各種福祉事業団体の支援を行う地域ぐるみ福祉ネットワークを推進する職員、ボランティアセンターの運営や高齢者と地域の交流をすすめるいきいきサロンなどを担当する在宅福祉活動を推進する職員、低所得者に対する小口貸付を行う善意銀行など生活福祉資金等貸付を担当する職員、心配ごと相談や介護相談、貸付相談などを担当する職員、その他経理等を担当する事務職員などの領域の職員を対象としている。

社会福祉協議会の地域福祉推進事業については、社会福祉施設を運営する団体のように福祉サービスの対価として収入を得る事業ではないが、地域福祉の充実、向上のために、社会福祉協議会が実施する各種の地域福祉推進事業が、円滑かつ継続的に実施できるよう人件費を補助している。

なお、補助額対象経費は補助対象職員 13 名分の給料、手当、社会保険料、共済掛金等とし、財政担当課と協議の上で補助額を決定している。

(委員長)

支出の内訳の説明を願いたい。使い方については全くのお任せなのか。

(三須副主幹)

人件費については要綱のとおり、給料、各種手当、社会保険料、健康保険料、退職手当の記念品等に支出をしている。対象となる職員は、事務局長ほか社会福祉に携わる職員 13 名分となっている。

(委員長)

9,300 万円というのは人件費か。

(三須副主幹)

そうである。

(B 委員)

9,300 万円を 13 人で割ると 715 万円だが、給料として妥当な額と考えているか。

(渡辺課長)

50 代の職員が 2 人いる。市の給料表に準じている。

(A 委員)

13 人は正規の職員か。

(三須副主幹)

そうである。

(A 委員)

確かに 715 万円だが、法定福利を除くと 622 万くらいになる。市役所ホームページには佐倉市職員の平均給与の年額は 539 万円とあり、その違いを説明してほしい。

(渡辺課長)

社会福祉協議会職員の方が平均年齢が高いと理解している。

(A 委員)

事務局長、その他の職員の内訳を教えてください。

(渡辺課長)

労災等を含めた額だが、局長職で 1,165 万 3,199 円となっている。

(A 委員)

実績を見るとだいたい 9,300 万円くらいで推移している。市の平均給与はこの 4 年で若い人は 35 万円、上の方だと 60 万くらい減額されている。9,300 万円で推移している現状は高止まりになっているのではないか。

(渡辺課長)

補助金額の推移は、平成 20 年度は 9,863 万円、平成 21 年度は 9,332 万円、平成 22 年度は 9,300 万円と減額している。

(委員長)

計画額は 9,332 万 8 千円と変わっていないようだが。

(三須副主幹)

補助要綱作成時の人件費をそのまま使っている。

(A 委員)

人件費の総額は 9,500 万円を超えている。補助がそのうちの 9,300 万円になっているというのはどうしてか。

(小川財政課長)

補助金の予算額については、職員の給与が下がっている現状から、財政課と協議の上、前年度を超えない範囲で支出するという事になっている。

(委員長)

社会福祉協議会の予算総額はいくらか。

(渡辺課長)

平成 22 年度の経常活動だが、歳出、歳入とも 2 億 5 千万円程度である。

(委員長)

2 億 5 千万円のうち人件費が 9,300 万円ということか。それ以外の事業費に関しては利用者からの出資負担があるのか。

(渡辺課長)

一般会費として 2,000 万円程度、賛助会員特別会員等からも含めると 2,200 万円程度、他に寄附金、県からの補助金、委託金、助成金等が収入になっている。

(B 委員)

全体で 139 名いて、正職員が 18 名。残り 121 名の方は収益事業等で賄っているということか。18 名と他の方で収入に差がありすぎるのではないか。本来の目的と方策について、担当課として PDCA サイクルをまわしているのか。資料からは成果が見えてこない。見方によってはやっていたらいいというような風にも見受けられる。その点について説明をお願いしたい。

(三須副主幹)

市で人件費の支出をしている職員は地域福祉ネットワーク事業、ボランティアセンター等、いわゆる社会福祉事業を推進している職員に補助金を支出している。社会福祉協議会が人件費をカバーしきれない部分について支出をしている。

チェックができていくかという点については、市と連携して進める生活保護に関連した福祉資金の貸付や見守り等の分野については、そのときどき、指定管理者業務での事務連絡会等で全体の運営状況を把握しながら確認しているところである。

(A 委員)

福祉総合相談、週に何回開催と書いてあるが、実際の相談件数はどれくらいあるのか。電話相談も含んでいるのか？

(渡辺課長)

相談事業は各種あり、心配ごと相談は3地区で行っており、電話相談も含めて昨年度実績では佐倉88件、志津77件、根郷57件である。法律相談は89件、介護生活相談が17件、ボランティア相談443件、貸付相談2062件、総じて2833件である。

(小川財政課長)

NO.70「佐倉商工会議所事業補助金」の説明を求める。

・産業振興課説明（鈴木公雄課長、岩井克己副主幹）

佐倉商工会議所は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、平成3年4月に設立され、会員数は1776名であり、市内商工業者の約46%が加入している。会員数が5割を切っており、佐倉市としても会員数の増加などについて、お願いをしているところである。

事務局職員数は、事務局長以下13名である。そこで経営改善普及と地域振興の2つの事業を柱に事業を行っている。

昨年度の収支決算における事業会計決算額は、1億8,028万3,407円であり、市の補助金額は、3,550万円で事業会計決算額の19.7%である。県の補助金額は、3,312万円で同18.4%である。

補助内容だが、一般事業費補助として1,238万5,000円であり、事業会計決算額の6.9%である。一般事業としては、総合振興事業、商工業振興事業、中小企業対策事業、商工技術振興事業、調査広報事業を行っている。

一般管理費補助は主に人件費である。職員の設置費として1,765万円、その内訳として一般会計職員給与（5人分）1,040万円、相談所特別会計職員給与（6人）725万円、その他福利厚生費、事務費等と合わせて2,311万5,000円、事業会計決算額の12.8%である。

補助金の意義だが、商工会議所は、商工会議所法にもとづき設置された団体であり、経営一般、金融、税務、労働、環境対策などの総合相談・指導を行っている市内で唯一の団体である。巡回指導、窓口相談等に積極的に取り組んでもらっている。

独自の金融斡旋ということで、商工会議所だからこそだが、日本政策金融公庫などの融資の斡旋を行っており、地域商工業を支える基礎的団体となっている。会員は、一定の条件を満たした上で商工会議所の推薦があれば、保証人・担保も不要で日本政策金融公庫から融資を受けられる制度もある。平成 22 年度の実績は、融資斡旋実績 46 件、約 2 億 4800 万円である。

また、身近な相談の窓口としての存在として、所得税の確定申告や消費税申告などの身近な経営事務に関して、気軽に相談に応じている。また、5 業種 330 社の協力を得て地域の景気動向を把握するため『中小企業景況調査』を実施し、結果を公表するなど地元に着した情報提供に努めていただいている。

補助金の妥当性と課題だが、長引く景気低迷や事業者の後継者難を背景に会員は暫時減少傾向にあり、新たな会員の勧誘強化が求められており、加入いただくためのインセンティブ等について研究するようにお願いしている。また、商工会議所は商工会議所法により市域にただ一つの総合経済団体として存在する公益団体であり、市内の商工業者の経営相談、資金繰り相談、税務相談などを行うなど市内商工業者にとっては必要かつ不可欠な存在となっている。経営安定のための自助努力を進めていただきながらも、商工業の維持・発展や地域の活性化推進のためには公的助成が必要であると考えている。

(A 委員)

県の補助金額が今後もこのままもらえるのか。見通しをお願いしたい。

(岩井副主幹)

是非そうあってほしい。県は経営相談所に対する人件費補助に大きく関わっている。中小企業の経営安定等に関わってきているので、減らされることはないと考えている。

(A 委員)

仮に減ったら市の負担が増えるということか。

(岩井副主幹)

平成 17 年、18 年から補助金は圧縮してきている。当時は 4,000 万円を超える補助金があった。会員数の漸減も努力はしているが、後継者不足や景気の低迷という社会的背景に押されているという実情がある。実績値を見ても、やれるだけのことをやってもらっているので、私たちとしては支援していきたい。

(鈴木課長)

県が減るから市が増えるという単純なことではないが、議論になると思う。商工会議所にも経営努力をしてもらっているが、公的資金に頼らざるを得ないという状態である。

市としても定期的に、(補助金の支出が) 厳しい状態であることを申し上げていく所存である。

(B 委員)

商工会議所に対して、会員の参加率が上がっていない点について指導しているか。

(鈴木課長)

問題の指摘はしている。今まで以上のメリット、インセンティブを提示することが必要なのではないかという指摘である。

(B 委員)

商工会議所をバックアップする理由が、市の商工業の発展に資するということであるならば、参加率を上げるための有効な方策を市が指導していくことが必要なのではないか。目標値をはっきりさせて、方策を指導することが大事ではないか。

(鈴木課長)

事業内容によっては目標値を定めている。

(委員長)

相談業務は非会員にも行っているか。

(岩井副主幹)

当初の相談は非会員にも行っている。2度3度と継続的になると、会員になることをお願いしている。

(A 委員)

経費全体が 7,100 万円で、市と県の補助金額を除いた 268 万円が収入になるが、どういう収入源なのか。今後収入源を延ばす方策があるのか。

(岩井副主幹)

7,100 万円というのは全ての経費ではなく、補助対象の経費である。その 1/2 なので 3,550 万円というのが上限となっている。なので、一概に差がどうこうという話ではない。

(小川財政課長)

続いて、補助金 NO.76「社団法人佐倉市観光協会事業補助金」について説明を求める。

・産業振興課説明（鈴木公雄課長、柴田芳彦主査）

佐倉市観光協会は、「佐倉市の観光資源を活用した特色のある観光地づくりを支援することにより、活力ある国際観光文化都市の建設を促進し、もって地域経済及び文化の発展に寄与すること」を目的として昭和 32 年に設立され、平成元年に社団法人化している。

会員数は、平成 22 年度末で 233 名おり、個人経営企業や団体の代表などにより構成されている。

事務局職員は、専務理事 1 名、事務局職員 1 名、風車守 1 名のほか臨時職員を雇用している。

業務内容は、観光推進事業として観光宣伝事業のほか印旛沼周辺美化事業、観光プロモーション事業をおこなっている。また、市内 2 か所にある観光案内所において観光案内事業を行っている。

平成 22 年度の収支決算額 6,705 万 2,873 円であり、市の補助額は 1,688 万 7,000 円とな

っており、その割合は、25.2%である。

補助内容は、平成 23 年度予算額で 14,766 千円である。前年と比較して少なくなっているが、減額の主な理由は、佐倉祭りを観光協会に委託し、補助の対象としなかったことによるものである。

内訳としては、観光推進事業費補助に補助率 1/2、観光案内事業費補助に補助率 9/10、一般管理事業費補助として、①使用料賃借料(補助率 1/2)、②事務局人件費(補助率 7/10)、チューリップ植栽事業に補助率 1/2 を補助している。

補助金の意義として、同協会は地域と連携した観光イベントには欠かせない団体であり、設立以来国際花火大会(現在は市民花火大会)やチューリップまつりなど様々な観光イベントを、地元商店や事業者の協力をいただきながら、佐倉市と協働で行っており、地域と連携したイベントの運営には欠かせない存在である。

2 点目として、観光情報の提供には欠かせない団体である。観光情報の提供には商店など民間施設の紹介も含まれるため、行政が情報提供することには限界がある。観光協会がその役割を担っている。

3 点目として、新しい観光事業の推進には欠かせない団体である。市は千葉県や近隣自治体と連携し、海外からの観光客の誘致も進めているが、市と連携して旅行行程の受け入れ団体としての役割を担うことのできる団体でもある。昨年は、台湾からの団体ツアー(2,250 名)の受け入れを行っている。また、新たな観光事業の試みとして、佐倉独自の B 級グルメイベントの開催に着手している。これらは営利に繋がる性質のものであり、行政単独では事業化しにくい性格のものである。

補助金額の妥当性と課題だが、自己財源の確保については、チューリップまつりの駐車場収入やふるさと広場管理棟内での売店の売り上げ収入など自助努力はしているものの、依然として自己財源のみでの経営安定化は難しい状況である。さらに収入増となる試みと工夫が求められる。

地域と連携した観光事業の推進や観光客の誘致のためには、観光商業に係る事業や地元商店や事業者との調整も必要であり、観光協会の存在意義は大きい。

佐倉市は、佐倉市観光協会に対して、事業費補助を含め同協会の予算規模の約 28%を補助しているが、是非継続していきたい。

(A 委員)

観光協会が対応している年間 13,000 件を維持するという目標だが、窓口、電話での対応ごとに内訳をお願いしたい。

(柴田主査)

平成 22 年度の実績であるが、京成の観光協会では 19,861 件、JR の観光協会では 16,091 件である。電話と窓口の内訳は即答できない。

(委員長)

佐倉市に来る観光客数の推移は把握しているか。

(柴田主査)

市内各施設で年間の入込客数のデータは10年以上取っている。徐々に上がっていると認識している。

(委員長)

ホテルのデータか。

(柴田主査)

佐倉の特色として宿泊客は多くない。日帰りが多い。

(委員長)

どうやって数えるのか

(柴田主査)

各施設に来ている人数を把握している。

(委員長)

通勤定期の利用者以外の乗降者数は鉄道会社が抑えているだろうが、車で来ると把握できない。

(小川財政課長)

前回から保留となっている補助金 NO.79「佐倉市認定職業訓練運営事業補助金」について、追加資料が提出されているので、質疑をお願いしたい。

・産業振興課説明（鈴木公雄課長、岩井克己副主幹）

なぜ木工だけなのかというところだが、周辺市町を見ると、山武共同高等職業訓練校、成田共同高等職業訓練校においても建築関係の科目を置いている。地域の特性として、木工に需要があるということである。

(B 委員)

採用枠は何人か

(岩井副主幹)

教室の容量としては20名程度である。

(委員長)

あまり希望者がいないということか。

(鈴木課長)

宣伝が必要かもしれない

(委員長)

ここを卒業すれば一人前になれるわけではなく、プロになるには別の学校に入ってというところなのかもしれない。推進するのか、方向転換するのか、その点の判断が付かずに保留になっている。

(岩井副主幹)

木工業について、近年の工法は木工技術を要求されない傾向があると思われる。木工技術を学びたいと思ったときに、学べる機会が少なくなっているのではないかというのが教師の意見である。2級技能士を在学中に取っている人もいるので、貴重な学習機会が提供できていると考えている。人員の減については、課長の申したとおり宣伝がうまくいっていないのかもしれない。

(A 委員)

今現在の生徒の年代について教えてほしい。

(岩井副主幹)

比較的若い方が2人、その他の方は定年退職した方などである。

(委員長)

現実として、日曜大工学校になっているということか。

(鈴木課長)

若い方にも学んでもらいたいと思っている。

(D 委員)

学校は昭和46年の設立と記憶している。県との共同事業だが、この事業の目的、意義について県との協議はしているのか。

(岩井副主幹)

前回の質問で市が補助をやめた場合に事業をやめるのかという指摘があったかと思うが、生徒が集まる以上は継続していく考えというのが県の考えである。

(鈴木課長)

この制度は全国的なものである。千葉県独自のものではなく、国の政策誘導である。若者が帰ってきてもらえるようにできれば。

(D 委員)

要請があって始まって、政策目的をどう見直したらいいかという岐路にあるという印象である。UJI ターンの切札の一つとして考えているということは分かった。

(小川財政課長)

補助金 NO.109「佐倉市体育協会補助金」について説明をお願いします。

・生涯スポーツ課説明(金子健一課長 曾山澄雄主査 熊倉智則主査補)

佐倉市体育協会に対する補助金のうち、補助の割合が1/2を超えている選手派遣費の補助金について、その妥当性、継続の必要性について説明をする。

体育協会の概要だが、現在の組織は野球や陸上競技など22の競技専門部で構成され、1年を通して各種競技の市民大会やスポーツ教室を開催するなど、広く市民にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、各種競技の実力の向上や選手強化に取り組むなど、市と連携をす

る中で佐倉市のスポーツ振興の中心的な役割を担っている団体である。

次に、経費の全額を補助している選手派遣費補助金の補助割合の妥当性及び継続の必要性について説明する。この選手派遣費補助金については、佐倉市の代表として印旛郡市民体育大会や県民体育大会に監督やコーチ、選手が参加する際に必要な経費のうち、会場までの往復に要する交通費について、その経費の全額を補助しているものである。

佐倉市の代表として派遣する監督や選手については、市長名で委嘱状を交付しているため、本来であれば各所属で設置している各種委員会の委員と同様に謝礼金を支払うところであるが、体育協会については、こうした大会に参加する際の経費として、慣行的に従来から交通費相当額を実損てん補として、一律の金額で交付しているので、体育協会の負担相当額を市が負担すべき経費の立て替え経費として、全額補助しているものである。

したがって、担当課としては、選手派遣費に対する全額補助について、本来市が負担すべき経費であり、現行の補助率を維持した上で交付を継続していくことは適切であると判断している。

(A 委員)

400人の選手と役員がいるということだが、その内訳を教えてください。選手よりも役員が多いのではないかと。

(金子課長)

資料を持ち合わせていないが、役員の方が多いということはない。監督が1名、コーチは多くて2~3名程度である。

(A 委員)

17競技に400人というのは多いのではないかと。

(曾山主査)

競技によっては2日、3日と複数日続くものもあり、400人は延べ人数である。

(委員長)

交通費のみか。

(金子課長)

交通費のみである。雑費として他の経費もかかっている。本来であれば謝礼金として実費弁償すべきと思うが、慣行的に交通費のみを一律に支給してきている。市としては立て替え経費ということで、交通費のみを補助している。謝金となれば高額にもなる。選手役員のみなさんからは納得できないという意見も聞こえるところだが、理解してもらっているというのが現状である。

(委員長)

全体からみれば1/2補助で収まるが、交通費だけ見ると10/10補助ということで別記1に区分されているということか。

(金子課長)

そうである。

(A 委員)

平成 23 年度の予算が増えている。目標は同じだが、なぜなのか。

(金子課長)

平成 22 年度については、専門活動費に 352 万円、派遣費に 118 万円、トータル 470 万円となっている。昨年度は国体があり県民大会がなかった、平成 23 年度については印旛郡市民大会に県大会への派遣費が加わって、83 万円増加した。

(A 委員)

印旛郡市民体育大会は 17 競技で、千葉県民体育大会にはその成績優良者を 31 競技に派遣しているとあるが、これはどういうことか。

(金子課長)

印旛郡市民体育大会は 17 競技であり、それ以外は、印旛郡市内では選手が少なく大会が開催できないので、競技種目ごとに代表選手を決めて派遣するというになっている。

(委員長)

それでは、「佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金」から評価していきたい。

福祉のニーズは高まっているし、社会福祉協議会がなければ動かないことはあると思う。13 人の職員が多いのか少ないのか、またそれについて補助額の増減をここで議論できるかどうか。

(C 委員)

市の職員との給与バランスがどうかという、市の給料を反映させるのが遅れたという説明があったと思うが、小まめにバランスをとっていくことが必要なのではないかと考える。

(委員長)

年齢の高い方が退職して若い方が入ってくれば補助金は減るということか。

(小川財政課長)

そうである。退職採用で給料が下がれば、補助金も下がっていく。

(委員長)

佐倉市職員の給与は人事院勧告に準拠しているのか。

(小川財政課長)

そうである。市の給与が人事院勧告により下がれば、当然社会福祉協議会の給料も下がってくる。

(委員長)

社会福祉協議会の職員に適用するのが遅れることはないのか。

(小川財政課長)

ない。

(委員長)

業務内容に踏み込めない以上、継続にするしかないのではないか。

(D 委員)

本日の検討対象が別記 1、2 ということで、そもそも別記として整理することが妥当かどうかという点が一つの観点かと思う。今回はどれもが公共性、社会的意義の高い事業をしていて、行政丸抱えではできないという事業を民間の立場で請負っている団体だと思う。基本的に別記 1 は経費の 1/2 を超えて補助をするという特例措置だし、別記 2 は大事な事業なので設立から 5 年を超えても助成していこうという趣旨だし、そういう意味ではどれも適切なのかなという印象である。ただ、社会福祉協議会については少し説明が透明性に欠けると感じる。社会福祉協議会は社会福祉法に定められており、社会福祉法人とは違うんだという点から説明がスタートしている。社会的意義が高く、税金の投入率が高いという自覚を持って、透明性の確保ということをもう少し意識してほしい。NPO との競争関係とか、公平性とかそういう観点からも検討していくことが必要である。

(B 委員)

この会が補助金の妥当性を検討していくという会だとすると、分類 2 に区分されている補助金には手を出せなくなっているというところがすっきりしない。

(委員長)

個別の議論についてはこれまでの枠組みの中で議論するしかないが、このあと補助金全体をどうするかという中で取り上げることは可能ではないか。

(D 委員)

社会福祉協議会の外部委員制度はないのか。社会福祉協議会の実態がよくわからないと感じている市民が多いのではないか。社会的意義が高いからこそ果たさなければならない責任がある。そこを具体的に提言していければと思う。

(委員長)

補助金を超えた議論になるかもしれない。

結論は継続として、今の議論は記録しておくということで。

(委員長)

次に「佐倉商工会議所事業補助金」の検討に移る。

商工会議所は自助団体だが、非会員の方にも相談業務を行っているとなると、公益的な業務を行っているともいえる。

(B 委員)

自主団体というよりは、市の意向がかなり入っている団体なのかなと思う。補助金分類の 4 で類別しているのか。分類のあいまいなところにこの補助金があるような気がする。妥当性についてはわかるが、それに対して補助金がどういう風にあるべきかという議論になると思う。

(委員長)

具体的に、方向性としては。

(B 委員)

別記 1、2 ではなく、すっきりする形で分類すべきではないか。

(D 委員)

5 年という話は別として、1/2 を超えても補助すべき事業は何かという点について、もう少し整理することができるのではないかと感じた。

(B 委員)

市の意向で依頼しているのであれば、分類 2 である。なんでもかんでも別記にしてしまうのは理解に苦しむ。

(C 委員)

会員の割合が 50% を切っているので、もう少し上げていくことが必要なのではないか。

(委員長)

会員にならない理由について、分析が必要なのではないか。思うに、本来商店の継続は商店の責任であって、公的ではないと思う。あまりたくさん額を補助する必要はないのではないかと思う。

(D 委員)

行政の立場から見て、もし無くなってしまったら政策上不都合がある部分もあると思うので、補助金頼みにならない程度の一定の補助は必要であると思うが、5 年を超えて補助していくことが必要かどうかはわかりかねる部分もある。

(委員長)

観光協会、社会福祉協議会、体育協会、と比較した場合に、重要性から言うと社会福祉協議会、観光協会、商工会議所かと思う。財政が厳しい折、商工会議所の自助努力を検討願えないかという意味で縮小というのはどうか。

そうなってくると観光協会は維持となるが。

(D 委員)

観光協会の方が重要度が高いとした理由は。

(委員長)

風車や武家屋敷を見た。いい歴史資産をしっかりと残していくには観光協会が必要なのではないかと感じた。

(D 委員)

商工会議所が何をやっているのかが見えにくいという感じはする。少なくとも商工会議所が補助金頼みにならないような査定を十分して、団体の維持は重要だと感じるので、そのあたりのバランスを踏まえてきっちり査定がなされていればいいと思う。査定と透明性の確保が担保できれば、維持の範囲かなど。縮小と言えるほど根拠がないように感じる。

(A 委員)

会員数が 46%というのが一番問題であると感じる。佐倉市も地元の中小企業を支えていかなければならないと思う。会員数の増加を課題として、補助金は維持でよいのではないか。

(委員長)

それでは、維持で。

(委員長)

それでは、「社団法人佐倉市観光協会事業補助金」に移る。

(B 委員)

市の観光事業の受け皿となっていれば、そのままよいと思う。

(D 委員)

成果をしっかりとモニタリングするという前提で、維持でいいのではないか。国も観光庁を作って精緻な観光統計を作り始めている。なんとなく必要ではなく、裏付けを取った形での継続が必要では。

(B 委員)

市は市で、観光協会は観光協会ではなく、連携、戦略が見える形で説明してほしい。観光協会の労務費は他に比べて安いと感じている。

(委員長)

継続、維持という形でよいか。

(委員長)

次に「佐倉市体育協会補助金」に移る。

交通費だけを補助していくということは最低限必要であると考え。交通費の全額補助は継続ということでよいか。

(B 委員)

先ほどの説明では、体育協会への補助は実費ではなく一律支給という説明であった。実費でなければならないのではないか。謝金の性格で支払っているということが問題ではないか。

(委員長)

体育協会が参加者に出すお金というのはどういう支払い方なのか。

(B 委員)

どういう形かは説明がなかった。

(小川財政課長)

実態については確認をする。

(D 委員)

実態としては、手当に近いものなのか。

(委員長)

原則維持だと思うが、次回まで保留ということによいか。

(委員長)

それでは、保留になっていた「佐倉市認定職業訓練運営事業補助金」の検討に移る。

現状から見ると縮小かなとも思うが、広報活動が悪かったという認識を担当課がもっている。若い方の参加期待をふまえて継続維持かなと思う。

(D 委員)

この事業はいったん県か国に返していいのではないかと思った。意義があるかないかは意見の分かれるところである。関与している方が少ないし、継続するなら社会情勢に適応した形でいろいろな科目にするとか、UJI ターンを狙ってリニューアルするとか、そういう検討が必要なのではないか。それでもなお必要という判断があれば、継続というのもありだと思いが、第三者の立場としてはいったん廃止を検討してほしいと思う。

(B 委員)

問題は、入校して途中でやめてしまうことが多いということだ。卒業生もいるので、即時廃止はどうか考える。本当に意欲のある人に定員を絞った形で行ってみてはどうか。縮小継続が私の意見である。

(A 委員)

県からの補助がかなり出ている中で佐倉市が補助しているということから見ると、縮小、廃止する必要はないのではないか。県の要請を受けて行っているという印象である。そういう意味で、県に一度返すという D 委員の意見に賛成で、基本は維持でいいと思う。

(D 委員)

一度、県と目的について再考するということがいいのではないか。

(委員長)

それでは、その他によいか。

(D 委員)

県と協議の上、方向性を再検討いただきたい。

(委員長)

NO.57「佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金」、NO.58「佐倉市植物防疫事業補助金」について説明を求める。

(林田主査)

前回、補助金分類（異なる補助性格）の混在について議論になったところである。

佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金では、農業を行う環境の急激な変化のために必要になる資金に対し利子補給を行っているものである。

利子補給については、中小企業向けには一般的制度があるものの、農業者向けには、農業の特殊性、自然や社会情勢の影響を大きく受け、個人自営農業者が主であり、経営支援が必要であり、施策的意義、食料安定供給の確保、国土保全、環境保全、伝統文化伝承など、多面的意義等に合わせて、個別に制度化する必要があるところである。

国際情勢による重油価格の急激な変化と風雨や地震災害などは、どちらも事前に予想できないものであり、農業経営継続の問題になるということは、共通していることから、利子補給事業として一つの補助金に整理統合しているところである。

平成 22 年度の利用人数は花卉組合 10 人中 4 名、施設野菜園芸部会 42 人中 24 名が利用している。

金融機関の実績が「いんば農協」のみだが、要綱制度上は銀行その他の各金融機関での利用も可能となっており、公平な制度設計としている。ただし実際の借入が「いんば農協」のみとなっていた。

なお、平成 23 年度においても 22 年度と同程度の利用があると思われる。こうしたことから、各補助金額は大きくはありませんが、予想外の状況に対しての資金調達に資金力の乏しい農業者には不可欠なものであり、農業経営安定化、農産物の安定供給を支援するという施策上、必要不可欠なものである。

農業者の経営状況を審査要件にしてはということだが、予想外の状況に対しての借入であることから、農産物の安定供給など、農業支援施策としての制度上の意義から、適正な事業への貸付となっているかどうかの主眼を置いており、農業者の経営状況を審査要件にはしていないところである。

また、農業者の経営状況は年によっての収入に変動が多く、経済的には余裕のない自営農業者が主であるなど、要件としての根拠金額は設定しづらい状況といえる。

続いて、「佐倉市植物防疫事業補助金」の説明に移る。

水稲の病害虫防除を農業者個人で行うのではなく、佐倉市植物防疫協会が地域全体でラジコンヘリコプターを使用し、農薬使用量の縮減や、労働力の軽減、いもち病等地域全体で発生する病害虫の事前予防として効率的かつ確実な防除となるなどの効果と、農作業の省力化、高品質米の安定供給と農業経営の安定化を目的としている。

ヘリコプターによる水稲の病害虫防除は昭和 39 年から実施しており、当時は有人ヘリであった。平成 11 年から有人ヘリとラジコンヘリとの併用を行い、平成 17 年からはラジコンヘリのみによる防除となった。

前回課題となった個人散布の方との公平性についてだが、個人で散布した場合の費用は、県農業事務所の試算によると 6,148 円/10a となる。また個人散布における背負い散布機の取得費が約 10 万円程度である。

一方、ヘリ防の際の農業者負担は 2100 円/10a である。

ヘリ防は全国的にも実施されており、また実施主体である佐倉市植物防疫協会が農家組合長を通じて佐倉市全体の稲作農家に対して実施の有無について調査しているので、申請を行えばヘリ防を実施することができるため、補助金の支出においては、あまねく公平、公立に実施していると考えているところである。

当補助金の目的において、病虫害防除の労働力の省力化と、効果的防除及び良質米の安定生産を図ることを狙いとしていることから、利点の多いヘリ防へと誘導していこうとする施策としての狙いがあり、個人単独での防除には次の利点が発生しないため、補助金支出を行っていないものである。

[参考]

ラジコンヘリコプター防除の利点

- (1)山間地帯の傾斜地等地形やは場の条件に左右されず利用可能
- (2)作業能率が高く、広域一斉防除が可能のため防除効果が高い。
また、農薬使用履歴の把握が確実かつ容易。
- (3)飛行速度、吐出量が一定かつ調節可能なため、散布量が適正・均一。
- (4)水田に立ち入ることがないので、作物の損傷を防止。
- (5)重量物を背負う必要がないため、労働負荷が小さい。
- (6)使用する農薬は、無人ヘリコプター用として登録された低毒性のものを使用。
- (7)遠隔操作で散布するため、農薬使用者に対する農薬の影響が最小限に抑えられる。

以上が担当課の説明である。

(委員長)

それでは、「佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金」から検討していきたい。

(B 委員)

今の説明だと、現時点では 4 に区分されているが補助金分類 5 である。

(林田主査)

1つの補助事業について1つの分類をあてているので、性格が混在すると一括りでいかなところがある。分類 5 ではないかという議論においては、分類区分を見直すといったようなご意見をいただければと思う。

(B 委員)

今の説明だと燃料費が上がって借入金額が増えて経営を圧迫するという、外的要因に対する負担増への補てんということなので、2つのものが同じ枠に入れられていたことがおかしいというのが私の意見である。

(D 委員)

大きな方向性として、農業の経営環境の安定化という政策に対する誘導についての措置と

考えれば、分類4とも言えるのではないか。1つの補助金に異なる性格のものが混在していると継続との判断ができないというのがB委員のご指摘か。

(B委員)

農業振興策として広く捉えるか、そうでないのかというところが議論である。

(D委員)

農業振興策としてみれば妥当性があるように見えるが、特別な負担を強いられている市民という視点から見れば、この農家が救済すべき対象かどうか(疑義がある)という議論になるということか。

(委員長)

農業の場合、天候不順等のリスクは個人の問題ではない。過剰に作物が出来すぎて値崩れする場合は、作付け方針の失敗という個人に帰せられるかどうかという。

(D委員)

一般的な事業リスクが顕在化したときに、農業だからという理由で行政が措置するかどうかというところか。

(B委員)

ポリシーの問題である。ポリシーが見えなくなっているのをはっきりさせることが必要。補助は市が推奨する事業の育成のためにやるということであれば、中小企業、誘致、商店街もそうだ。農業だけ違う、漁業はないとか、それを誇大するのか、そうではないと思う。

(委員長)

結論は。

(B委員)

継続とすることはいいのだが、目的があいまいなままでは何のためにやるのかという。全体から見てバランスが取れているのかという視点が欠けているように感じる。

(委員長)

継続維持ということによろしいか。

では、NO.58「佐倉市植物防疫事業補助金」はどうか。説明としては公平に制度設計されているということだが。

(A委員)

実際の利用率が低いように感じる。その理由が知りたい。事業自体は大いに拡大すべきだし、補助金は維持でいいと思うが、実際の利用率が増えない理由が気になる。

(B委員)

住宅地の隣の田であっても影響はないのか。

(A委員)

静かで気付かないくらいであるし、拡大しない理由はなくなっていると感じる。

(D委員)

申請の手続きに手間があるだけでなく、「前はこうだった」という固定観念があり、知

らないということもあるのかなど。事業の拡大を期待してもいいのではないかと感じる。

(蜂谷副主幹)

減農薬、低農薬の事情もあるようである。農地によって病気の出やすいところ、出にくいところがあるので、出にくいところは手を上げないというのものもあるかもしれない。

(D 委員)

基本は農薬を散布しなさい、散布するなら効率的にという発想で作られている制度だが、自分の田は低農薬でやりたいという基準が入ってくると別のニーズがあるということだ。拡大というよりは維持か。

(B 委員)

これ以上インセンティブを与えても参加者が増えないということになると、廃止という判断もあるのではないか。即刻廃止でも構わないと感じる。

(委員長)

害が出やすいところとそうでないところがあるということになると、廃止した時に不公平が生じないか。

(B 委員)

防疫協会が自分でやればいいことである。

(委員長)

廃止の段階的縮小か。

(D 委員)

激変緩和をする必要があるか。

(B 委員)

ラジコンヘリを使った防疫を浸透させるというのが目的であったと思う。補助金を廃止したとしても、ラジコンヘリの方が安いのではないか。

(委員長)

継続縮小か。本当に困る事態が発生するか、検討してもらおうということによいか。

(D 委員)

利点の多いラジコンヘリでの防疫に誘導していくという論理が通用するかどうかを検討してもらおうということでもいいのではないか。

議事 2 補助金の検討・評価について

・事務局説明 (蜂谷副主幹)

①補助金検討委員会 今後の進行案 (別添資料1)

②委員意見シート (別添資料 2)

(D 委員)

今までは補助金ごとに縦に見てきていたが、課題ごとに横にくくりなおして、グループご

とに区分してほしいというのが事務局の案か。

(蜂谷副主幹)

そうである。

(委員長)

ヒアリング未実施のものについてシートを作成するということか。

(蜂谷副主幹)

個別の補助金についてではなく、ヒアリング未実施の補助金について論点をまとめてほしい。

(委員長)

未実施の補助金について、各委員が気付いた範囲で意見を述べていくということか。

(A 委員)

誰も意見を言わないという補助金も生じうる。

(委員長)

個別に言えることなのか、全体に言えることなのかというところで、全体に関連するものであれば提起してもらいたいということだ。

(蜂谷副主幹)

一度全体を見ていただいているということ、補助金点検シートをご覧いただいているというところで、全体を確認していただけたかなと思っている。

(委員長)

未実施の補助金について、各委員が気付いた範囲で意見を事前に提出するということか。

(蜂谷副主幹)

そうである。

(委員長)

もうひとつは報告書の方向性というところだが、共通課題や意見について議事録から要点を抜き出して整理してもらいたい。

補助金交付基準の検討項目だが、各委員のお気付きの点があればシートに記載してもらいたいということか。

(D 委員)

ヒアリングでたくさんの情報量もらったので、それなしで述べられた意見をどう取扱うかについて共通認識を図っておくべきなのではないか。ヒアリング実施と未実施のものを並列で書くことは憚られる。

明らかに 11 月初旬の決定前に確認できて、盛り込むことができるものは個別に検討していくとして、そうでないものはヒアリングをしたわけではないという前提条件を明らかにした上で、来年度以降の検討の際に活かしてもらいたいという観点から区分して記載していくことが必要なのではないか。

(委員長)

質問をしたとして納得の得られる回答が得られるかどうか。

(A 委員)

ヒアリングしたものとそうでないものには大きな差がある。疑問を呈することはできるが、評価をすることは難しいと感じる。

(委員長)

本来なら全てをヒアリングすることが望ましいが、時間的な制約もある中でできなかった。

(D 委員)

全部ヒアリングすることができないので、チェックシートにより簡易的な評価をしてもらい、それをもとに一部を抽出し、ヒアリングをしたというのが今までの流れである。委員会で個別に深くまで検討できなかった分については、それぞれの委員が分野ごとに担当し、検討して、担当分野以外に対する意見も排除しないということであれば、委員会として一通り網羅したという結論は言えると思う。

(B 委員)

具体的に作業の内容を確認しないといけない。今後の進行案の P1 の①を実施して、ヒアリングした結果と併せて報告するということか。

(委員長)

ヒアリングの対象とならなかった事業について、これまでのヒアリングを踏まえて、再度資料を見てもらって、気付いたことを意見シートに記載して報告するということだ。

(D 委員)

ヒアリング未実施の事業のうち気になっている事業についてもう一度見てもらって、意見シートに事業名を入れて、課題を書いて、その結果、課題が類型化されていくという手順である。まずはおかしいこと、課題を事業ごとに書き出していくことが必要なのだろうと思う。

(A 委員)

進行案の③ということか。

(D 委員)

大切なことは、我々として補助金全体の検討を網羅したということを担保しておくということだと思う。

～分担を確認し、終了（終了 19：30）～